

移動等円滑化取組計画書

令和 4 年 6 月 3 0 日

住 所 鹿児島県鹿児島市上荒田町 37 番 20 号  
事業者名 鹿児島市交通局  
代表者名 鹿児島市交通事業管理者  
                  交通局長 白石 貴雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ① 停留場については、これまで道路改良工事等に併せて、停留場の改良を実施しているが、依然として幅員が狭く車椅子での利用が出来ない停留場がある。

これら停留場をはじめ、バリアフリー法に基づく全停留場のバリアフリー化実現に向けて、引き続き道路管理者等と協議を行う。

また、経年劣化による損傷が見られる既設の停留場上屋において、施設の長寿命化を図るため、調査及び改修計画の策定を行う。

- ② 車両については、「鹿児島市 L R T 整備計画」に基づき、老朽化した車両をバリアフリー対応の超低床電車で順次更新しており、平成 30 年度に 2 両導入し、現在の低床化率は 30.9%(17/55)である。なお、現時点で次回の更新時期は未定である。

また、車内転倒事故防止対策として、令和 3 年度に車両 7 両に縦手すりを増設し、令和 4 年度も順次設置を進める。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 聴覚障害者等への円滑な情報提供のため、令和元年度に全車両へ設置した簡易筆談器を活用する。

- ② 全職員を対象に、障害のある方等への対応方法についての研修を行う。

- ③ 鹿児島県が導入した「ヘルプカード・ヘルプマーク」(優先席の対象となる内部障害者等を示すカード・ストラップ)の広報周知に協力し、車内及び主要停留場、乗車券販売所に掲示するとともに、職員研修を実施する。

## Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる旅客施設<br>及び車両等 | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                   |
|--------------------|------------------------------------------------|
| 停留場のバリアフリー整備       | ・道路管理者等と協議を行う。                                 |
| 停留場上屋の改修           | ・既設の停留場上屋において、施設の長寿命化を図るため、調査及び改修計画の策定を行う。     |
| 車両への縦手すりの増設        | ・車内転倒事故防止対策として、令和３年度は７両に縦手すりを設置し、令和４年度も順次増設する。 |

### ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策         | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                       |
|-------------|----------------------------------------------------|
| 設備を用いた情報提供等 | 現在設置してある停留場上屋の照明設備について、更新する場合には、LED化により十分な照度を確保する。 |

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策             | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                                                                                                                              |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乗降補助サービスの提供(継続) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子利用者の超低床電車乗降時、運転士が状況に応じて補助を行う。</li> <li>・視覚障害者等の乗降時、運転士が車外案内マイクを使用するなどして注意喚起等を行うとともに、状況に応じて乗降の補助を行う。</li> </ul> |

### ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策                 | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                                |
|---------------------|-------------------------------------------------------------|
| 車両への簡易筆談器の設置(継続)    | ・全車両に簡易筆談器を設置し、筆談による情報提供等を行う。                               |
| 超低床電車運行時刻の時刻表掲載(継続) | ・超低床電車の運行時刻を停留場に掲示している時刻表に掲載する。(非低床電車については、昼間帯は「〇分間隔」とのみ掲載) |

|                          |                                                      |
|--------------------------|------------------------------------------------------|
| 接近表示機による運行情報の提供(継続)      | ・ 停留場に電車が接近したことを、電光掲示と音声で案内する。                       |
| ロケーションシステムによる運行情報の提供(継続) | ・ 電車の時刻表及び車両位置情報等をスマートフォン等のアプリで確認できるロケーションシステムを運用する。 |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策               | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                                                       |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者等の接遇に関する研修(継続) | ・ 全職員を対象に、鹿児島市が作成した「障害のある方への配慮マニュアル」を参考に研修を実施する。また、鹿児島県が導入する「ヘルプカード」について職員研修を実施する。 |

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策                  | 計 画 内 容<br>(計画対象期間及び事業の主な内容)                                 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------|
| 音声案内や掲示物による広報・啓発(継続) | ・ 車内での自動音声案内により、高齢者や障害者等への配慮をお願いする。<br>・ 電停掲示版に関連のポスターを掲出する。 |

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためにⅡと併せて講ずべき措置

|                                                |
|------------------------------------------------|
| ・ 鹿児島市が策定している新交通バリアフリー基本構想に基づく公共交通特定事業として実施する。 |
|------------------------------------------------|

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

| 対象となる旅客施設及び車両等又は対策 | 変 更 内 容 | 理 由 |
|--------------------|---------|-----|
| —                  | —       | —   |

Ⅴ 計画書の公表方法

|                          |
|--------------------------|
| ・ インターネット（交通局HP）の利用による公表 |
|--------------------------|

## VI その他計画に関連する事項

- ・本市の広聴制度である「わたしの提言」や「市民の声」、本局ホームページの「お問い合わせフォーム」、電話等で寄せられる当事者の意見等を把握・共有するとともに、本計画の実施及び見直しに活用する。
- ・中期的な対応方針に記載された項目の多くは、令和 3 年度に策定した「鹿児島市交通事業経営計画」（計画期間：令和 2 年度～令和 13 年度の 12 か年）に位置付けている。

注 1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。